

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法第242条に基づき監査を行いましたので、監査結果を公表します。

地域活動推進費補助金に関するもの

経 過

令和元年6月4日 監査請求書受付
令和元年6月17日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和元年6月27日 請求人及び監査対象区局職員の陳述
令和元年7月24日 監査委員会議にて審議（結果決定）
令和元年7月29日 監査結果公表

監査請求の要旨

保土ヶ谷区長は、保土ヶ谷東部、保土ヶ谷、岩間、中央連合、中央東部の5つの地区連合町内会（以下「5地区連」と総称します。）からの地域活動推進費補助金の交付申請に対し、平成30年度に補助金を支払った。

しかし、5地区連の規約には会員についての規定がない。また入会や会費についての定めもなく、会員名簿もない。そのため、5地区連には補助金交付の対象となる会員は存在しない。

保土ヶ谷区長は、5地区連の補助金申請について、関連書類を適格に調査、審査することなく、地域活動推進費補助金を支払った。

監査の結果**本件請求には理由がないと認めます。（棄却）**

＜監査委員の判断要旨＞

請求書、陳述及び関係資料の調査等を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

請求人は、5地区連の規約に会員についての規定がないことから、5地区連には地域活動推進費補助金（以下「補助金」といいます。）の交付対象となる会員が存在しないということについて、地域活動推進費補助金交付要綱（以下「交付要綱」といいます。）別表1を挙げて主張しています。交付要綱に基づき5地区連に対して交付した補助金が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを判断するため、監査委員は、請求人のいう「会員」が交付要綱別表1に規定する「加入世帯」を指すものであると解しました。

1 地区連合町内会について

(1) 地区連合町内会の規約に会員、加入世帯についての定めがないことについて

交付要綱は、自治会町内会という団体で構成されている地区連合町内会を補助金の交付対象としています。補助金は、あくまで地区連合町内会が1年間に行う活動を補助の対象としており、請求人が本件監査請求で問題にしている「会員」は、そもそも補助の対象ではなく、補助限度額を算出する際に「加入世帯」数を用いるに過ぎません。

よって、交付要綱に照らすと、規約に「会員」についての定めがないからといって、5地区連が補助金の交付対象ではないという請求人の主張は認められません。

(2) 地区連合町内会の実体について

ア 請求人は、およそ地区連合町内会というものは実体のない団体だと主張しているともとれますが、市民局の陳述によると、地区連合町内会は、複数の自治会町内会からなる連合組織であり、自治会町内会の区域を越えた広域的な活動を行っています。

イ 地区連合町内会の活動については、交付要綱第5条に定める「事業計画書」及び同第10条に定める「事業実績報告書」により確認することができます。

そこで、5地区連の活動について確認してみると、個別具体的な活動内容が記載されていることから、活動実態が認められました。

2 補助金の交付決定について

請求人が主張する違法又は不当な理由は、「会員」の存在しない5地区連が補助金の交付対象団体に当たらないとするものであるため、その主張に沿って補助金の支出における交付決定手続のみを監査しました。

(1) 補助金交付額の決定方法について

ア 交付要綱別表1には、交付額の算出方法として、基礎的支援費に補助対象経費から基礎的支援費を除いた額の3分の1の額を加えた額を補助金の交付額の基礎とすることが定められています。

イ また、補助限度額は、加入世帯数に170円を乗じた額に5万円を加えた額に基礎的支援費を加えた額とすることが定められています。

ウ このことから、補助金の交付決定においては、アの方法で算出した額が、イで算出した補助限度額を超えるときに、加入世帯数が補助金額の算出根拠に用いられることが認められます。

(2) 交付決定額について

5地区連の補助金交付額の決定は、前記(1)アの方法で行われており、請求人が本件監査請求で問題としている加入世帯数は、補助金交付額の算出に影響していません。

よって、監査した範囲の限りにおいては、交付決定手続は適正に行われていることが認められました。

以上のとおり、監査委員が調査した内容から、補助金の支出に違法又は不当な点は認められず、5地区連に対する補助金の支出が違法又は不当であるとする請求人の主張には理由がないと判断しました。

(別添資料) 監査結果公表文

【参考】 地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～3 省略

4 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

5～9 省略

お問合せ先

監査事務局監査管理課長 三浦 孝之 Tel 045-671-3354

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和元年6月4日

3 請求の要旨

請求の要旨は、次のとおりです。

(1) 財務会計上の行為及び財務会計上の違法又は不当

保土ヶ谷区長は、保土ヶ谷東部、保土ヶ谷（職員措置請求書には「保土谷」と記載されています。）、岩間、中央連合、中央東部の5つの地区連合町内会（以下「5地区連」と総称します。）からの地域活動推進費補助金の交付申請に対し、平成30年度に補助金を支払いました。

しかし、5地区連の規約には会員についての規定がありません。また入会や会費についての定めもなく、会員名簿もありません。

そのため、5地区連には補助金交付の対象となる会員は存在しません。

保土ヶ谷区長は、5地区連の補助金申請について、関連書類を適正に調査、審査することなく、地域活動推進費補助金を支払いました。

(2) 求める措置

保土ヶ谷区長に対し、5地区連に対して不当に支払った平成30年度の地域活動推進費補助金2,092,990円の返還を請求するよう、勧告することを求めます。

4 要件審査

監査委員は、令和元年6月17日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法

律第67号。以下「法」といいます。) 第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

保土ヶ谷区長が、5地区連に対して交付した平成30年度地域活動推進費補助金が、違法又は不当な公金の支出か否かを、監査の対象としました。

2 監査対象区局

保土ヶ谷区及び市民局を監査対象区局としました。

3 証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けました。請求人は、令和元年6月27日に陳述を行いました。

また、同日に保土ヶ谷区及び市民局の職員から陳述を聴取しました。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人の請求書、事実証明書及び陳述並びに監査対象区局からの提出書面及び監査対象区局の陳述により、監査対象事項について次の事実を認めました。

(1) 地域活動推進費補助金について

地域活動推進費補助金(以下「補助金」といいます。)は、住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、自治会町内会及びその連合組織に対して交付するものと、地域活動推進費補助金交付要綱(平成18年3月30日市協地第10171号。以下「交付要綱」といいます。)第1条第1項に定められています。

(2) 交付対象団体及び交付基準について

補助金を交付するうえでの交付対象団体及び交付基準は、次のとおりです。

ア 交付対象団体

交付要綱は、補助金の交付対象団体として、次のとおり規定しています。

(対象団体)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象団体は、次に掲げる横浜市内の団体とする。

- (1) 町、丁目の全部または一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会
- (2) 前号の自治会町内会をもって構成される地区連合町内会
- (3) 行政区内の地区連合町内会長により構成される区地区連合町内会
- (4) 区地区連合町内会長により構成される横浜市町内会連合会
(第2項以下省略)

イ 交付基準

交付要綱は、交付基準として、次のとおり規定しています。

(交付基準)

第4条 第2条に掲げた団体のうち、自治会町内会及び地区連合町内会に対する補助金は、当該団体が4月1日から翌年3月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表1のとおりとする。なお補助額の算定に当たり端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

2 交付基準における加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とし、基準日時点で自治会町内会及び地区連合町内会が把握している加入世帯数とする。

(第3項及び第4項省略)

5 国、県の補助金又は横浜市の本要綱によらない他の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象事業費をこの要綱に基づく補助金の対象外経費とする。

(別表1)

交付基準 (第4条関係)

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会 町内会	3分の1	加入世帯数×700円 第4条第3項又は第4項又は第12条第2項に該当する場合は上記に「対象月数/12」を乗じる	対象団体を実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体を実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費等
地区連合 町内会	(補助対象経費－基礎的支援費)の3分の1	加入世帯数×170円+50,000円 第4条第3項又は第4項又は第12条第2項に該当する場合は上記に「対象月数/12」を乗じる	対象団体を実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体を実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費等
	3分の3	基礎的支援費 1団体12万円を上限 第4条第3項又は第4項又は第12条第2項に該当する場合は上記に「対象月数/12」を乗じる	

*上記活動経費に付随する消費税分も補助対象経費とする。

(3) 平成30年度の補助金交付決定について

平成30年度に、5地区連に対して行った補助金の交付決定の概要は、次のとおりです。

	申請日	交付決定日	申請額 (円)	交付決定額 (円)
保土ヶ谷東部	H30. 5. 10	H30. 10. 3	570,000	570,000
保土ヶ谷	H30. 10. 18	H30. 12. 14	584,660	581,330
岩間	H30. 6. 8	H30. 10. 3	268,000	268,000
中央連合	H30. 5. 31	H30. 10. 3	283,330	283,330
中央東部	H30. 10. 18	H30. 10. 24	390,330	390,330

2 監査対象区局の陳述の要旨

請求人が「5地区連には補助金交付の対象となる会員は存在しません。保土ヶ谷区長は、5地区連の補助金申請について、関連書類を適正に調査、審査することなく、地域活動推進費補助金を支払いました。」と主張していることに対して、保土ヶ谷区及び市民局から令和元年6月27日に聴取した陳述の要旨は、次のとおりです。

(1) 地区連合町内会について

自治会町内会は、一定区域において住民相互の親睦を図り、そこで起こるさまざまな課題を解決することを目的に自主的に組織された住民団体です。

地区連合町内会は、複数の自治会町内会からなる連合組織です。防災訓練、防犯パトロールなど、自治会町内会の区域を越えた広域的な活動を行っています。

地区連合町内会は、自主的に組織された任意の団体であるため、規約に規定する項目を横浜市では統一的に定めていません。

(2) 補助金について

横浜市では、住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、自治会町内会及びその連合組織に対して、補助金を交付しています。

ア 補助金の交付対象団体を交付要綱第2条第1項に定めており、地区連合町内会は、第1号で定める自治会町内会をもって構成される団体として第2号に該当します。

イ 地区連合町内会に対する補助金の交付基準は、交付要綱第4条及び別表1に定められており、1団体12万円を上限とする基礎的支援費に、活動の規模に応じて補助対象経費から基礎的支援費を除いた額の3分の1の額を加えた額を補助する仕組みです。

ウ 前記イのとおり補助することが原則ですが、加入世帯を用いて算出した補助限度額を設定することで、それぞれの団体の規模に応じた上限額を設定できるようになっています。

エ 補助対象経費は、地区連合町内会が実施する公益的活動としての環境美化及び防災・防犯等に係る経費並びに事務費等です。

オ 考え方としては活動に係る経費の補助ですが、上限額として地区連合町内会を構成する自治会町内会の加入世帯数を用いて算出した限度額を設定しています。最終的には、実績報告の際に交付した額に余剰があれば返還するよう、交付要綱に定めています。

(3) 請求人の主張について

ア 請求人は、5地区連の規約に会員についての定めがなく、そもそも地区連合町内会という実体のない団体に補助金を交付していると主張していますが、地区連合町内会は、複数の自治会町内会で構成された団体であり、自治会町内会の区域を越えて公益的活動を行っている、実体のある団体です。補助金の交付に当たっては、活動実績の報告も求めており、活動実態のある団体であると認識しています。

イ 保土ヶ谷区では、地区連合町内会から提出される現況届及び補助金交付申請書に添付された書類において、加入世帯数及び会費等を確認しています。また、地区連合町内会の活動についても、要綱に定められているとおり、事業計画書及び事業実績報告書で確認しています。

3 判断の理由

請求書、陳述及び関係資料の調査等を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

請求人は、5地区連の規約に会員についての規定がないことから、5地区連には補助金の交付対象となる会員が存在しないということについて、交付要綱別表1を挙げて主張しています。交付要綱に基づき5地区連に対して交付した補助金が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを判断するため、監査委員は、請求人のいう「会員」が交付要綱別表1に規定する「加入世帯」を指すものであると解しました。

(1) 地区連合町内会について

ア 地区連合町内会の規約に会員、加入世帯についての定めがないことについて

地区連合町内会は、交付要綱第2条第1項第2号で、自治会町内会で構成される補助金の交付対象団体であると規定されています。

請求人は、5地区連の規約には会員についての規定がなく、補助対象である会員は存在しないことから、5地区連は補助金の交付対象ではないと主張していると解されます。

しかし、交付要綱は、自治会町内会という団体に構成されている地区連合町内会を補助金の交付対象としています。補助金は、あくまで地区連合町内会が1年間に行う活動を補助の対象としており、請求人が本件監査請求で問題にしている「会員」は、そもそも補助の対象ではなく、補助限度額を算出する際に「加入世帯」数を用いるに過ぎません。

よって、交付要綱に照らすと、規約に「会員」についての定めがないからといって、5地区連が補助金の交付対象ではないという請求人の主張は認められません。

イ 地区連合町内会の実体について

(ア) 請求人は、およそ地区連合町内会というものは実体のない団体だと主張しているともとれますが、市民局の陳述によると、地区連合町内会とは次のような団体です。

地区連合町内会を構成する自治会町内会は、一定区域において住民相互の親睦を図り、そこで起こるさまざまな課題を解決することを目的に自主的に組織された住民団体です。

そして、地区連合町内会は、複数の自治会町内会からなる連合組織であり、自治会町内会の区域を越えた広域的な活動を行っています。

(イ) 地区連合町内会の活動については、交付要綱第5条に定める「事業計画書」及び同第10条に定める「事業実績報告書」により確認することができます。

そこで、5地区連の活動について確認してみると、個別具体的な活動内容が記載されていることから、活動実態が認められました。

(2) 補助金の交付決定について

請求人が主張する違法又は不当な理由は、「会員」の存在しない5地区連が補助金の交付対象団体に当たらないとするものであるため、その主張に沿って補助金の支出における交付決定手続のみを監査しました。

ア 補助金交付額の決定方法について

(ア) 交付要綱別表 1 には、交付額の算出方法として、基礎的支援費に補助対象経費から基礎的支援費を除いた額の 3 分の 1 の額を加えた額を補助金の交付額の基礎とすることが定められています。

(イ) また、補助限度額は、加入世帯数に 170 円を乗じた額に 5 万円を加えた額に基礎的支援費を加えた額とすることが定められています。

(ウ) このことから、補助金の交付決定においては、(ア)の方法で算出した額が、(イ)で算出した補助限度額を超えるときに、加入世帯数が補助金額の算出根拠に用いられることが認められます。

イ 交付決定額について

監査委員が確認したところ、次のとおり 5 地区連のいずれも前記ア(ア)で計算された金額が前記ア(イ)で計算された額に達していませんでした。

地区連名	補助対象経費 (円)	加入世帯数	ア(ア)で計算した額 (円)	ア(イ)で計算した額 (円)
保土ヶ谷東部	1,470,000	7,282	570,000	1,407,940
保土ヶ谷	1,504,000	3,414	581,330	750,380
岩間	564,000	6,411	268,000	1,259,870
中央連合	610,000	6,493	283,330	1,273,810
中央東部	931,000	3,661	390,330	792,370

このことから、5 地区連の補助金交付額の決定は、前記ア(ア)の方法で行われており、請求人が本件監査請求で問題としている加入世帯数は、補助金交付額の算出に影響していません。

よって、監査した範囲の限りにおいては、交付決定手続は適正に行われていることが認められました。

4 結論

以上のとおり、監査委員が調査した内容から、補助金の支出に違法又は不当な点は認められず、5 地区連に対する補助金の支出が違法又は不当であるとする請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 判断の根拠とした書類

- (1) 平成30年度地域活動推進費事務の手引き (担当者用)
- (2) 平成30年度地域活動推進費事務の手引き添付資料 (自治会町内会・地区連合町内会用)

- (3) 平成30年度地域活動推進費事務の手引き（要綱・要領）
- (4) 平成30年度地域活動推進費補助金の交付決定起案文書
 - ア 平成30年度保地振 第765号「平成30年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の交付について（第3回）」
 - イ 平成30年度保地振 第892号「平成30年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の交付について（第5回）」
 - ウ 平成30年度保地振 1095号「平成30年度地域活動推進費補助金の交付について（第7回）」
- (5) (4)の起案文書で決定した交付決定の決定通知書の写し（5地区連のものに限る）
- (6) 平成30年度額確定関係書類
 - 平成30年度 保地振 第367号「平成30年度 地域活動推進費補助金交付額確定について（第3回）」
- (7) 平成29年度額確定関係書類
 - ア 平成29年度保地振 699号「平成29年度 地域活動推進費補助金交付額確定について（第4回）」
 - イ 平成29年度保地振 729号「平成29年度 地域活動推進費補助金返還請求について（第2回）」
 - ウ 平成29年度保地振 1090号「平成29年度 地域活動推進費補助金返還請求について（第3回）」

(参考) 住民監査請求書

第1. 請求の措置、内容

貴監査委員は、地方自治法第242条第1項（以下「法」242条1項）に基づき、保土ヶ谷区長（以下「区長」）に、横浜市（市税）が被った損害金2,092,990円を補てんするため、必要な措置を講ずるよう、勧告することを求めます。

第2. 請求の理由

1. 区長は、①保土ヶ谷東部②保土谷③岩間④中央連合⑤保土ヶ谷中央東部の5地区連合町内会（以下「5地区連」）からの補助金（地域活動推進費補助金）交付申請に対し、平成30年度以下の通り補助金を支払った。（甲1-①～⑧）

①保土ヶ谷東部 570,000円（30.11.29）

②保土谷 581,330円（〃.12.28）

③岩間 268,000円（〃.10.31）

④中央連合 283,330円（30.10.31）

⑤保土ヶ谷中央東部 390,330円（〃 11.15）

合計¥2,092,990. - （ ）内は支払期日

2. だが、5地区連の規約（会則）には、会員についての規定（条文）がない。（甲2-①～⑪）また入会や会費についての定めもなく、会員名簿もない。

3. 故に、5地区連には、補助金交付の対象になる会員は存在しない。（要綱別表1）

（足のないユウレイ団体？ちなみに「地区連」は自治会町内会ではないと言われている）

4. 区長は、5地区連の補助金申請について、関連書類を適格に調査、審査（規則6条、要綱6条）することなく、補助金を支払った。

5. 区長のこの行為は、法はもとより、規則、要綱にもとる違法、不当な行為であり、結果、横浜市に金2,092,990円の損害を与えた。

6. 従って、貴監査委員は、区長が5地区連に不当に支払った平成30年度の補助金2,092,990円の返還を請求するよう、勧告することを求めます。

(つづく)

[事実の証明] (別紙)

1) [甲1-①～⑧]

(支払命令書、集合命令金額債権者表、支払済書)

2) [甲2-①~⑪]

(5地区連の規約又は会則)

以上のほか、必要に応じて提出する

(以上)